

四日市市告示第109号

平成27年3月17日付けで、水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定に基づき漂流物を拾得した者から、その物件の引渡しを受けたので、同法第25条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、漂流物を所有者に引き渡しますので、心当たりの方は四日市市役所危機管理室まで申し出てください。

平成27年3月24日

四日市市長 田 中 俊 行

- 1 漂流物（引渡しを受けた物件） 船艇
  - (1) 船名 不明
  - (2) 船種 手漕ぎボート
  - (3) 船質 F R P
  - (4) 総トン数 (不明)
  - (5) 長さ 2.53m
- 2 拾得年月日 平成27年3月11日
- 3 拾得場所 四日市市羽津甲 5169 地先  
霞ヶ浦運動用舟艇場前面海域
- 4 保管場所 四日市市千歳町9-1  
四日市港管理組合千歳庁舎南側倉庫内
- 5 その他 告示後6ヶ月が経過し、引渡し申出がない場合は、処理を行います。